主 文 原審判を取り消す。 抗告人の氏「A」を「B」に変更することを許可する。 理 由

ー 抗告り趣旨及び理由

別紙のとおり

二 当裁判所の判断

(一) 本件の事実関係は、原審判理由2の原審判二枚目裏一〇行目から同三枚 目裏一三行目までであるから、これを引用する。

(三) これを本件についてみるに、本件記録及び前記事実関係によれると、(1)抗告人は昭和五八年一月六日C〈/要旨第二〉時正と協議離婚した際、抗告人の本意は婚姻前の氏である「B」に復したかつたが、次の事情により婚姻中氏である「A」を使用することとして戸籍法所定の届出をした、(2)抗告人は変わるの際、長女D(昭和四九年八月三日生、当時小学生)から、姓が急に変わるのは恥ずかしい、嫌だといわれ、また、尾道市役所係員から、できると誤信し、不生はいるように誤つて聞いたことにより、復氏が容易にできると誤信し、不一方を認識を表しているように誤って聞いたことにより、復氏が容易に下る人は昭和五九年居の大きのようにはいる。(3)もで、その後、住居の大き出し、かつ、日本の大きにより、「E」の名義の表札も掲げ、「E」の氏名で郵便物を差出し、かつ、日本の大きに帰り二児と暮し、実父の家業では抗告人が判別による。(4)抗告人は離婚後、実に帰り二児と暮し、実父の家業では抗告人が判別による。「G」の営業を受け継ばにときる。「「G」の営業を受け継ばことを予定しており、「同店の一切の取り関係が、「「G」の営業を受け継ばことを予定しており、「同店の一切の取り関係が、「「G」の営業を受け継ばことを予定しており、「同店の一切の取り関係が、「「G」の営業を受け継ばいる。「同店の一切の取り関係が、「C」の営業を受け、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日本の学により、「日

「G」の宮業を受け継ぐことを予定しており、かつ、同店の一切の取引関係が「B」の名義で行われているので、抗告人も「B」姓を使用するのが経営上好都合である、(6) 抗告人が離婚してから本件申立てをするまでの期間が約三年七か月であり、その間、婚姻前の氏も使用しており、また、前夫Cが昭和六〇年五月三日心不全で死亡して以来、A家とは一切関係がなくなり、かつ、離婚後の婚氏使用は未だ社会的に定着していない、ことが認められる。

右事実によると、抗告人が氏を変更するについて抗告人の婚氏の使用が不本意な 意思によるものであり、復氏の必要があるだけでなく、婚氏の使用が定着せず復氏 について社会的な呼称秩序の混乱ないし弊がほとんどないから、その氏を婚姻前の 氏「B」に変更するについて「やむを得ない事由」があるものというべきである。

(四) よつて、原審判は失当であり、本件抗告は理由があるから、家事審判規則一九条二項により本件申立てを却下した原審判を取り消し、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 村上博巳 裁判官 滝口功 裁判官 弘重一明) 別 紙

<記載内容は末尾 1 添付>